

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記
継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価の有るもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

当法人に有価証券及びリース資産は有りません。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給与引当金
退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。
3. 重要な会計方針の変更
該当なし
4. 法人で採用する退職給付制度
加入している退職共済制度は、次のとおりです。
 - ・確定給付型退職給付制度－大阪府社会福祉協議会が主催する退職共済制度
 - ・確定拠出型退職給付制度－独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度
5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
 - (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
 - (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
「本部」
「あいせん保育園」
6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	14,781,500	0	2,075,700	12,705,800
定期預金	0	0	0	0
合計	14,781,500	0	2,075,700	12,705,800

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
国庫補助金等特別積立金の取崩し

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地（基本財産）	0円
建物（基本財産）	12,705,800円
計	12,705,800円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	0円
計	0円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	94,350,000	81,644,200	12,705,800
建物	0	0	0
構築物	1,490,000	1,489,999	1
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	13,152,197	12,318,008	834,189
有形リース資産	0	0	0
合計	108,992,197	95,452,207	13,539,990

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,162,906		3,162,906

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
(1) 会計処理上の見積方法の変更 - 該当なし

- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし